

生駒市いじめ防止基本方針（平成 29 年 2 月・令和 3 年 4 月）新旧対照表

平成 29 年 2 月	令和 3 年 4 月
（ 5 ページ） 1 - 6 地域社会・家庭との連携 (1) 社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、地域とともにある学校づくりを推進し、いじめの問題について、学校と地域、家庭とが連携して取り組むよう、必要な指導、助言を行う。 より多くの市民が協力していじめの問題に対応できるよう、学校地域パートナーシップ事業や生駒市地域ぐるみの児童生徒健全育成事業推進協議会等、学校と地域、家庭が組織的に連携、協働する体制を構築する。 （ 7 ページ） 2 - 6 地域社会・家庭との連携 (2) より多くの市民が協力して、いじめの問題に対応できるよう、学校地域パートナーシップ事業や生駒市地域ぐるみの児童生徒健全育成事業推進協議会等、学校と地域・家庭が組織的に連携・協働する体制づくりを推進する。	（ 5 ページ）囲み部分削除 1 - 6 地域社会・家庭との連携 (1) 社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、地域とともにある学校づくりを推進し、いじめの問題について、学校と地域、家庭とが連携して取り組むよう、必要な指導、助言を行う。 より多くの市民が協力していじめの問題に対応できるよう、学校地域パートナーシップ事業等、学校と地域、家庭が組織的に連携、協働する体制を構築する。 （ 7 ページ）囲み部分削除 2 - 6 地域社会・家庭との連携 (2) より多くの市民が協力して、いじめの問題に対応できるよう、学校地域パートナーシップ事業等、学校と地域・家庭が組織的に連携・協働する体制づくりを推進する。